

追手門学院大学キャンパスマナーに関する指針

(2015年8月24日制定)

この指針は、学院の教育理念である「独立自彊 社会有為」を身に付けた学生を社会に送り出すため、追手門学院大学学部学生、大学院生、委託生、科目等履修生、聴講生及び研究生、その他本学で学ぶ全ての者（以下「学生」という。）が学生生活上守るべき必要な事項について、定めるものとする。

1. 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯し、本学教職員の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
2. 学生は、他人に迷惑をかける行為をしてはならない。
3. 学生は、定められた喫煙場所を除き構内で喫煙をしてはならない。また、法律に基づき、未成年者はいかなる理由があろうと喫煙をしてはならない。
4. 学生は、監督する教職員の届出により許可された場合を除き、構内で飲酒をしてはならない。また、法律に基づき、未成年者はいかなる理由があろうと飲酒をしてはならない。
5. 学生は、届出により許可された場合を除き、自動車通学をしてはならない。また、許可を受けた場合においても、指定された場所以外に、自動車、自転車、単車等を置いてはならない。
6. 本指針に違反したものは、学則第64条に定める処分のほか、別に定める罰則の対象とする。

(別表)

違反回数	罰則
1回目	学生課に呼び出し、注意・指導の上、保護者へ文書による通知
2回目以上	反省文の提出及び学則第64条による停学処分

附 則

この指針は、2015年9月14日から施行する。

この指針は、2016年12月5日から施行する。